

廃棄物最終処分場の管理の流れ

都道府県知事の廃棄物処理施設設置許可を取得

10～20年程度

埋立期間

- 使用前検査
- 維持管理基準に従い維持管理を行う義務
- 維持管理積立金を積み立てる義務

埋立終了時には、都道府県知事へ届出

安定型処分場: 平均 3年
管理型処分場: 平均18年

維持管理期間

- 維持管理基準に従い維持管理を行う義務
- 維持管理のために維持管理積立金を取り戻すことができる

最終処分場の廃止について、都道府県知事へ届出

廃止基準へ適合していると都道府県知事が確認

特別の維持管理を行わなくても、掘削等による遮水工の破損や、埋立廃棄物の攪乱等がなされなければ、生活環境保全上の支障が生じるおそれがない状態であると確認

最終処分場を廃止

跡地形質変更届出制度上の指定区域に都道府県知事が指定

土地の形質を変更する者は、都道府県知事へ届出

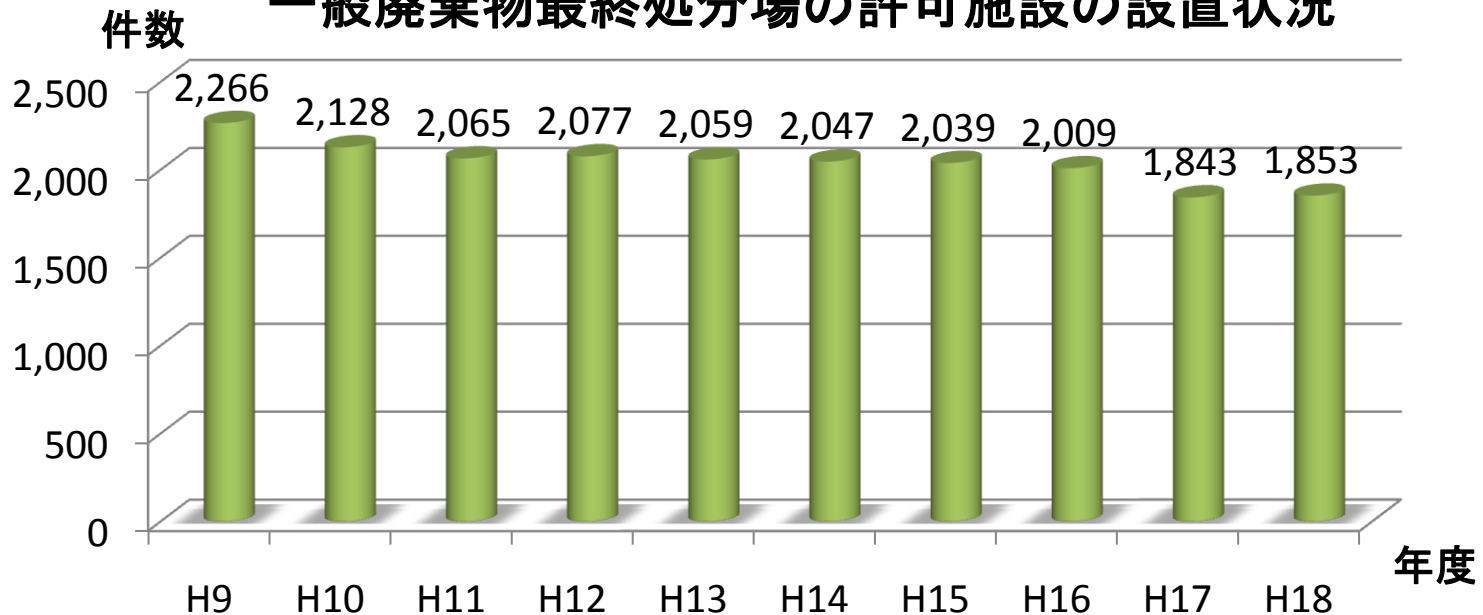
一般廃棄物処理施設の設置状況

(平成18年度実績)

一般廃棄物処理施設の設置状況

区 分	施設数
ごみ焼却施設	1,301
民間	319
最終処分場	1,853
民間	114

一般廃棄物最終処分場の許可施設の設置状況



産業廃棄物処理施設の設置状況

■ 産業廃棄物中間処理施設の施設数及び新規設置数

(平成18年4月現在)

中間処理施設の区分	施設数	平成17年度分新規施設数
汚泥の脱水施設	4,810	79
汚泥の乾燥施設(機械)	242	15
汚泥の乾燥施設(天日)	73	2
汚泥の焼却施設	679	16
廃油の油水分離施設	256	9
廃油の焼却施設	639	14
廃酸・廃アルカリの中和施設	186	3
廃プラスチック類の破碎施設	1,286	192
廃プラスチック類の焼却施設	1,052	18
木くず又はがれき類の破碎施設	8,135	571
コンクリート固型化施設	40	8
水銀を含む汚泥のばい焼施設	8	1
シアン化合物の分解施設	194	0
PCB廃棄物の焼却施設	0	0
PCB廃棄物の分解施設	16	1
PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	16	4
その他の焼却施設(汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	1,532	31
合計	19,164	964

■ 産業廃棄物最終処分場の新規設置数

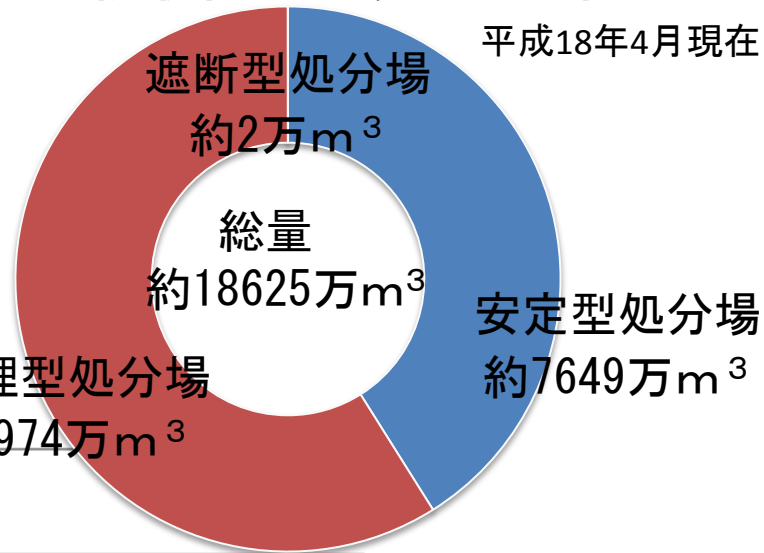
(平成18年4月現在)

	安定型処分場				管理型処分場				遮断型処分場			
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計
都道府県計	0	11	0	11	3	5	0	8	0	0	0	0
政令市計	1	8	1	10	0	2	1	3	0	0	0	0
全国計	1	19	1	21	3	7	1	11	0	0	0	0

産業廃棄物最終処分場の状況について

産業廃棄物最終処分場の残存容量

平成18年4月現在



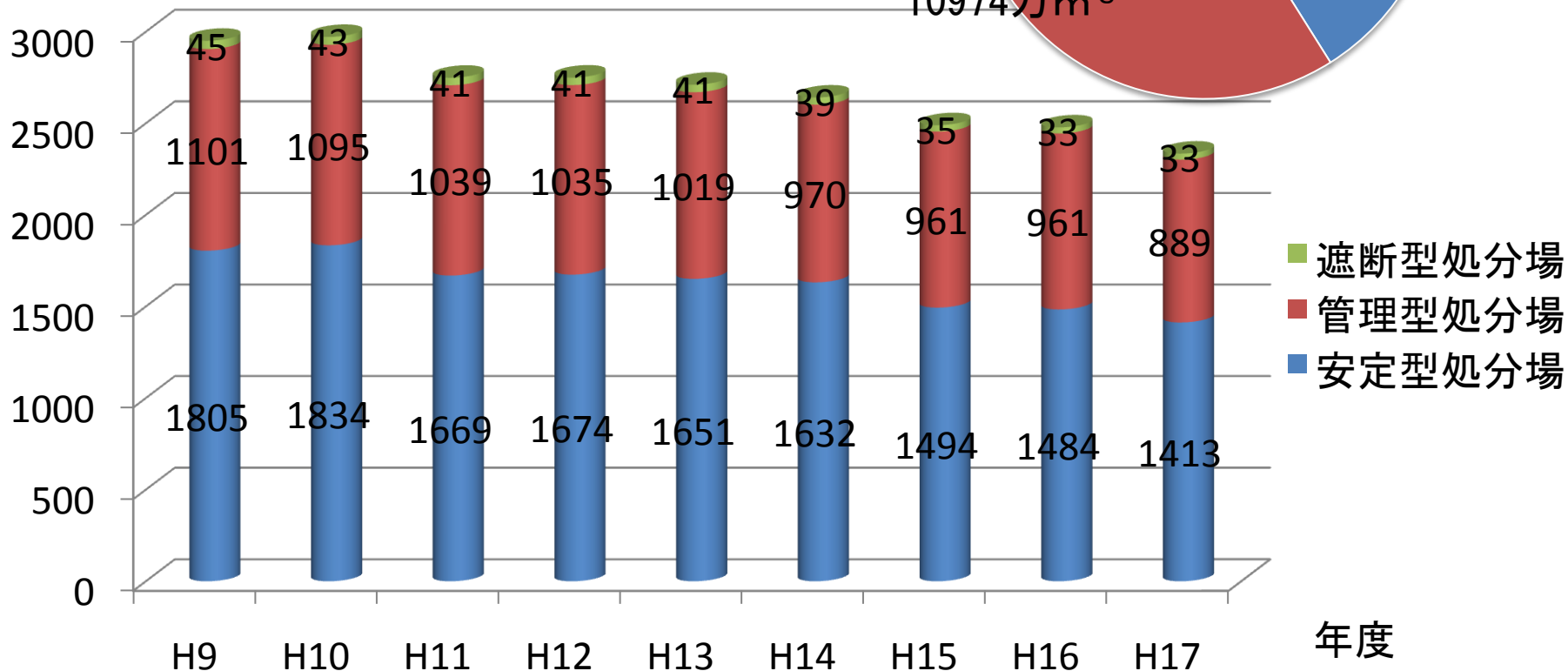
安定型最終処分場の割合

- 最終処分場残存容量の総量の約40%
- 最終処分場施設数の約60%

産業廃棄物最終処分場の許可施設数

平成18年4月現在

件数



産業廃棄物処理施設の許可の状況

■産業廃棄物処理施設の新規許可件数

○焼却施設

平成9年12月 構造基準及び維持管理基準の強化(ダイオキシン対策)

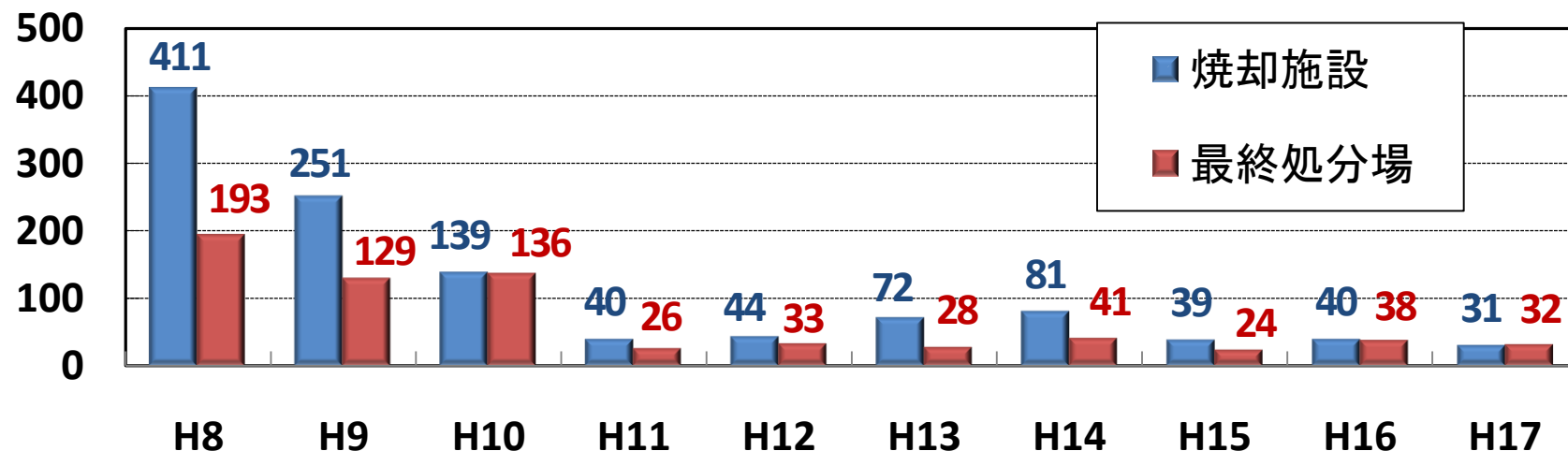
平成10年6月 施設許可手続の強化(生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

○最終処分場

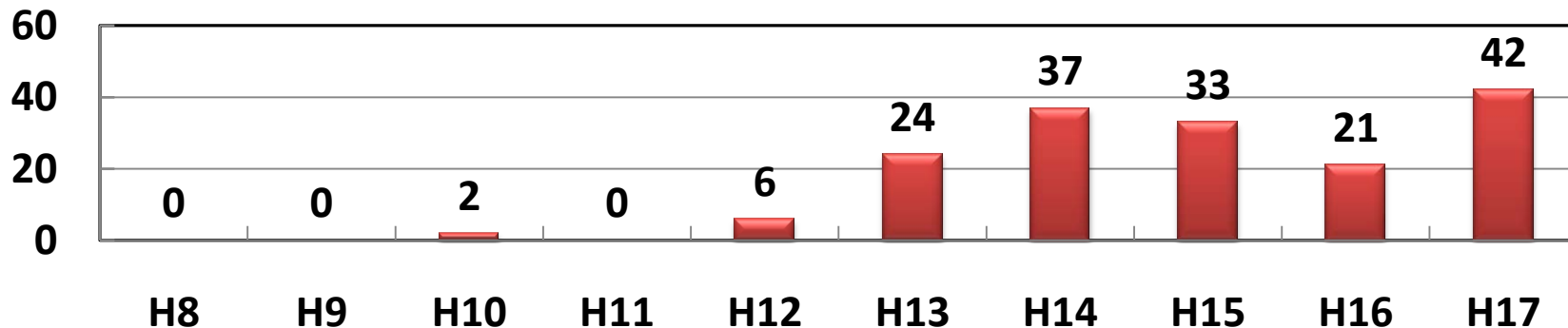
平成9年12月 面積要件の撤廃(規模の裾切りの撤廃)

平成10年6月 施設許可手続の強化(生活環境影響調査の義務づけ、告示・縦覧)

(件)



■法第15条の3に基づく施設許可取消処分件数

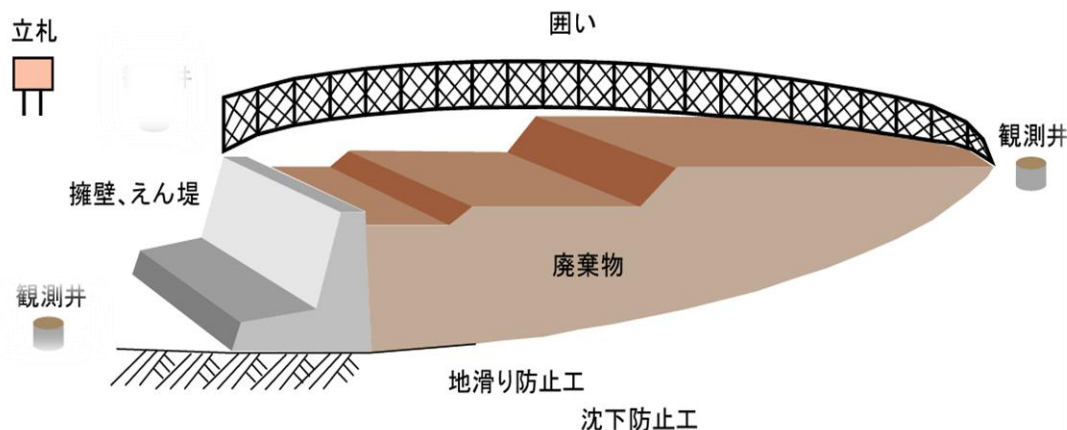


安定型最終処分場について

安定型最終処分場とは、有害物や有機物等が付着していない廃プラスチック類、がれき類等の、分解せず安定型である一定の産業廃棄物(安定型産業廃棄物)を、埋立処分することが認められている処分場のこと。

安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物を搬入しないよう、展開検査が義務付けられている。

■ 構造のイメージ



■ 安定型産業廃棄物

廃プラスチック類

ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装(不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの)を除く。

ゴムくず

がれき類

金属くず

ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装(不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの)、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板を除く。

ガラス・陶磁器くず

ただし、自動車等破砕物、廃容器包装(不要物であるもので、有害物質又は有機性物質が混入・付着しているもの)、廃ブラウン管の側面部、廃石膏ボードを除く。

環境大臣が指定する産業廃棄物

石綿含有廃棄物を、処理基準にのっとり溶融又は無害化処理して生じた産業廃棄物、溶融又は無害化処理して生じたばいじんを基準にのっとり溶融して生じた産業廃棄物 など

最終処分場の埋立終了後の維持管理コスト

維持管理費用の項目

埋立終了時

最終覆土費用
法面保護工事費用
植栽費用
雨水排水設備費用
ガス抜き設備費用(※)

埋立終了後から廃止までの期間

人件費
施設・機器の点検費用
施設・機器の補修費用
浸出液処理設備運転管理費用(※)
水質検査等モニタリング費用
(保有水、放流水、地下水等のモニタリング)
等

廃止時

管理事務所の撤去費用
等

※ 管理型処分場のみ。

(計 算 例)

管理型最終処分場

- ◆ 埋立面積 30,000 m²
- ◆ 埋立期間 10年
- ◆ 維持管理年数 18年
(燃え殻、焼却灰等が埋立物に含まれる施設を想定)
- ◆ 浸出液処理施設能力 150m³/日

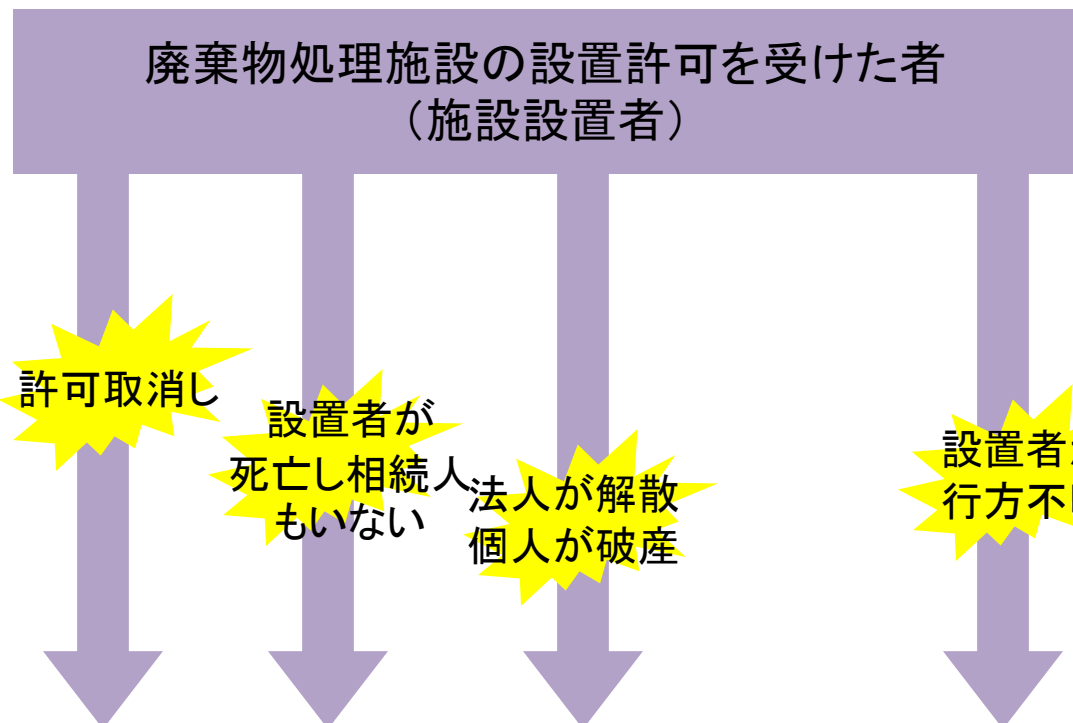
(総額)約12億円

安定型最終処分場

- ◆ 埋立面積 30,000 m²
- ◆ 埋立期間 10年
- ◆ 維持管理年数 3年

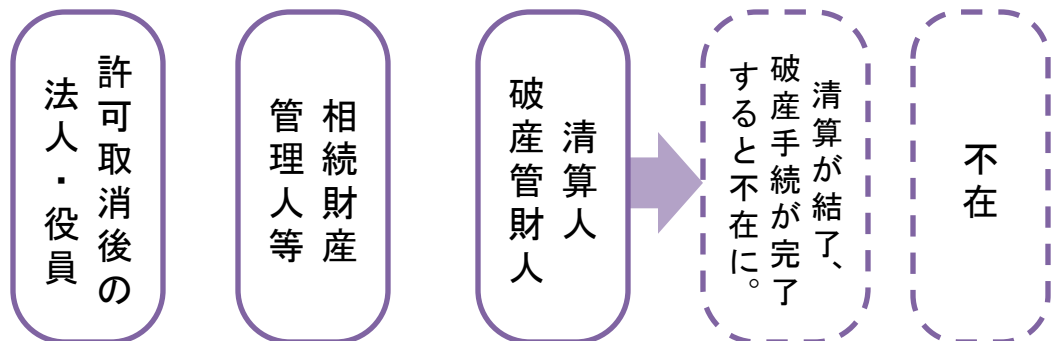
(総額)約8千万円

最終処分場の設置者が不在となる場合



施設設置者が不在

施設設置者が不在の場合に、施設管理が可能な者

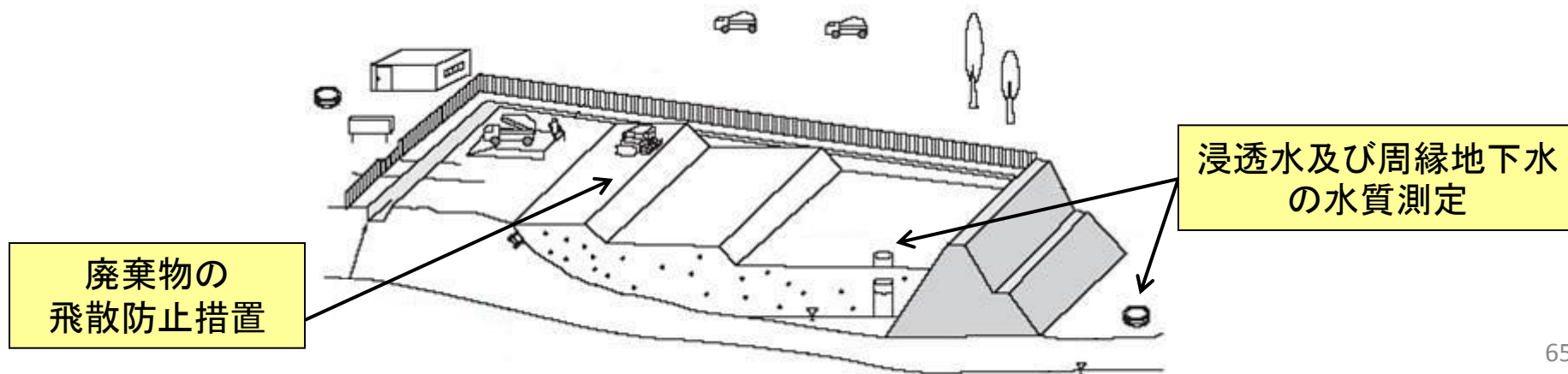


- 最終処分場の維持管理義務
- 維持管理積立金の積立義務
- 埋立終了の届出義務
- 廃止の届出義務、
都道府県による廃止確認
を受ける義務
- 維持管理するために維持
管理積立金を取り戻すことが
できる。

- 施設設置者の代わりに施設管理が可能な者であっても、維持管理義務等の責任を負う仕組みになっていない。
- 施設管理が可能な者がいないために行政が公費を投入して管理せざるをえない場合があるが、維持管理積立金を利用できる仕組みになっていない。

最終処分場が放置され問題となった事例

- A市に設置されたB事業者のC処分場(安定型)について、A市が立入検査を行ったところ、著しい容量超過が判明。
 - A市はB事業者に対し、改善命令を発出したが、B事業者には命令を履行する資力が無く休眠状態に。
 - A市は周辺住民の不安解消のため、C処分場についての維持管理を代行。
 - ✓ 浸透水及び周縁地下水の水質測定
 - ✓ 表出している廃棄物の飛散防止措置
 - A市は施設の設置者ではないため、当該維持管理にかかる経費について維持管理積立金を取り戻すことができない。
- ※ 同様の問題は、設置者が許可取消処分を受けた場合や行方不明となった場合などにも起こり得る。



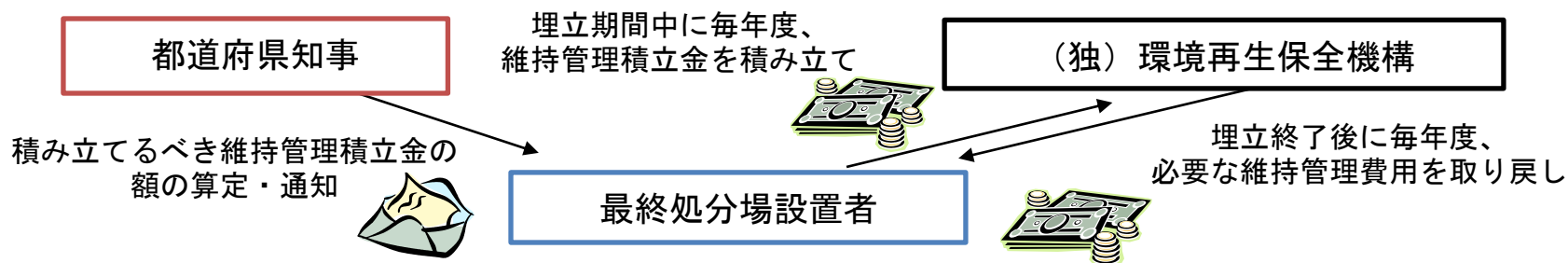
最終処分場維持管理積立金制度

制度の趣旨

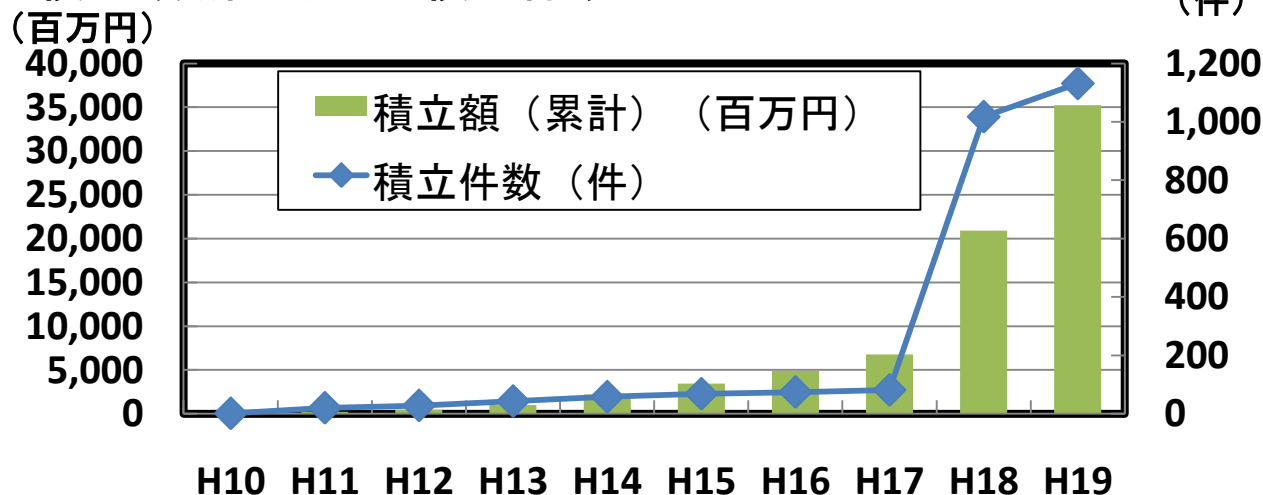
最終処分場は、埋立終了後は収入がなくなる一方で、埋立終了後、廃止までの間、必要な維持管理を行わなければならないため、埋立終了後の最終処分場の適正な維持管理を確保するため、最終処分場の設置者に対し、埋立終了後に必要となる維持管理費用をあらかじめ積み立てることを義務づけるもの。

制度の仕組み

- ① 最終処分場の設置者は、埋立期間中、毎年度、都道府県知事が通知する額の金銭を、独立行政法人環境再生保全機構に積み立てる。
- ② 最終処分場設置者は、埋立終了後、毎年度、維持管理費用を独立行政法人環境再生保全機構から取り戻す。



積立額(累計)及び積立件数



■ 平成17年の法改正により、最終処分場の維持管理積立金制度の対象を全ての許可処分場に拡大

■ 積立金未収納件数
 $\{=(通知件数)-(積立件数)\}$
 H19: 176件 (H18: 195件)

廃棄物処理センター制度

■産業廃棄物処理施設整備に係る公共関与の形態

形態		内容
経営参加		事業主体への出資
経済的手法 (ハード的支援)	用地確保支援	公共用地の無償提供・賃貸・売却 等
	補助等の助成	施設整備費に対する補助・低利融資・債務保証 等
規制・誘導・支援策 (ソフト的支援)	地元説明	立地について理解を得るための住民説明
	申請手続き等	アセスメント支援、都市計画審議会申請業務 等
	その他	安全で安心できる施設に廃棄物が集まる環境づくり、リサイクル品流通支援、残渣処分先確保の協力、情報提供 等

公共の信用力を活用して安全性・信頼性の確保を図りつつ、民間の資本・人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、公的主体の関与した一定の法人等を環境大臣が廃棄物処理センターとして指定し支援

■産業廃棄物処理事業の事業主体

事業主体	事業主体の性質・特徴
① 民間事業者	
② PFI選定事業者	
③ 株式会社(公共の1/3以上の出資)	
④ 財団法人	
⑤ 公共直営	

廃棄物処理法第15条の5

廃棄物処理センターの指定実績及び稼働状況

➤ 18法人を指定(平成21年6月現在)

➤ うち、13法人の処理施設が稼働

稼働中

未稼働

都道府県	法人名	指定日	事業実施状況
岩手県	(財)クリーンいわて事業団	H5.1.7	最終処分場、焼却施設、破碎施設が稼働(平成7年9月～)
愛媛県	(財)愛媛県廃棄物処理センター	H5.11.25	焼却施設が稼働(平成12年1月～)
新潟県	(財)新潟県環境保全事業団	H6.6.29	焼却施設、最終処分場等が稼働(平成11年4月～)
兵庫県	(財)兵庫県環境クリエイトセンター	H7.11.27	最終処分場が稼働(平成13年10月～)
三重県	(財)三重県環境保全事業団	H11.11.22	焼却施設が稼働(平成14年12月～) 平成21年度から最終処分場を建設予定
神奈川県	(財)かながわ廃棄物処理事業団	H12.11.2	焼却施設が稼働(平成13年6月～)
宮崎県	(財)宮崎県環境整備公社	H12.12.20	最終処分場、焼却施設等が稼働(平成17年11月～)
島根県	(財)島根県環境管理センター	H12.12.20	最終処分場が稼働(平成14年4月～)
茨城県	(財)茨城県環境保全事業団	H13.12.17	最終処分場、焼却施設が稼働(平成17年8月～)
佐賀県	(財)佐賀県環境クリーン財団	H14.3.11	最終処分場、焼却施設が稼働(平成21年4月～)
山梨県	(財)山梨県環境整備事業団	H14.11.25	最終処分場が稼働(平成21年5月～)
滋賀県	(財)滋賀県環境事業公社	H14.11.25	最終処分場が稼働(平成20年10月～)
岩手県	いわて県北クリーン(株)	H18.10.30	焼却施設が稼働(平成21年4月～)

都道府県	法人名	指定日
香川県	(財)香川県環境保全公社	H6.3.14
高知県	(財)エコサイクル高知	H6.8.1
和歌山県	(財)紀南環境整備公社	H17.12.1
愛知県	(財)愛知臨海環境整備センター	H18.6.14
熊本県	(財)熊本県環境整備事業団	H20.3.17